

(第 67 回資金管理業務諮問委員会資料 5-2)

平成 28 年 6 月 7 日

資金管理センター

平成28年度再資源化預託金等運用計画(変更後)(案)

資金管理法の業務を行う本財団資金管理センターが、再資源化預託金等を運用するに際しての方針については、資金管理業務規程第 14 条の規定に基づき、「再資源化預託金等の運用の基本方針」(以下「運用の基本方針」という。)において定められているところ。

本計画は、運用の基本方針及び資金管理業務規程第 15 条の規定に基づき、平成 28 年度に本財団資金管理センターが収受・管理する再資源化預託金等に係る運用の計画を定めるもの。

1. 平成 28 年度の新規運用額の見通し

(1) 平成 28 年度の新規運用額の見通し(現金受渡ベース)^{※1}

(単位:億円)

収入 (A)	新車購入時預託	525
	引取時預託	3
	運用収入	98
	債券満期償還金	894
	収入合計	1,520
支出 (B)	預託払渡支出	359
	預託金輸出返還支出	189
	他会計への繰入金支出	2
	支出合計	549
平成 27 年度からの繰越額: 年度末入金額 (C)		0
平成 27 年度からの繰越額: 流動性確保額 (D)		30
平成 27 年度からの繰越額: 債券未取得額 (E)		228
平成 28 年度末入金額 (F)		0
平成 28 年度流動性確保額 (G)		30
平成 28 年度新規運用額(A)-(B)+(C)+(D)+(E)-(F)-(G)		1,199

※1 平成 28 年度再資源化預託金等特別会計収支予算書及び平成 27 年度再資源化預託金等運用実績を基に作成。

(2) 平成 28 年度新規運用額の使途

(単位:億円)

平成 28 年度新規運用額(a)+(b)	1,199
新規債券取得額(a)	1,197
経過利息支払額(b)	2

新規運用額見通し 1,199 億円のうち、1,197 億円を債券の取得に充て、2 億円を債券取得時の経過利息^{※2}の支払いに充てる。

※2 経過利息

利付債券を売買するとき、債券の買い手は、前回利払日の翌日から受渡日までの日数(経過日数)について日割計算された利息相当分を債券の売り手に支払う。この利息相当分を経過利息という。

(3) 流動性の確保について

再資源化預託金等運用においては例年、預託金現金収支が逼迫した際も預託金払渡支出・預託金輸出返還支出・他会計への繰入金支出を確実にを行うために流動性確保額を設けている。平成 28 年度は例年と同様に、預託金輸出返還支出額の約 2 ヶ月分^{※3}に相当する 30 億円の流動性を確保する。

※3 預託台数と引取台数には相関があり、預託台数の減少時においても預託金額と払渡金額は均衡程度に留まることから、手元に確保しておくべきは輸出返還の出金分であるとする。国債の償還が集中する四半期末の月には、債券満期償還・利息合わせて 200 億円程度の入金が発生するため、手元資金不足の可能性のあるのは四半期末以外の月であることから、輸出返還支出額の 2 ヶ月分に相当する金額を確保する。

(4) 四半期毎の新規運用額の見通し

(単位:億円)

		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
収入 (A)	新車購入時預託	144	133	127	120	525
	引取時預託	1	1	1	1	3
	運用収入	25	25	23	26	98
	債券満期償還金	225	175	287	208	894
	収入合計	395	333	438	354	1,520
収入 (B)	預託払渡支出	100	91	85	82	359
	預託金輸出返還支出	47	47	47	47	189
	他会計への繰入金支出	2	-	-	-	2
	支出合計	148	139	132	130	549
前期からの繰越額: 年度末入金額 (C)		0	0	0	0	0
前期からの繰越額: 流動性確保額 (D)		30	30	30	30	30
前期からの繰越額: 債券未取得額(E)		228	0	0	0	0
当期末入金額 (F)		0	0	0	0	0
当期流動性確保額 (G)		30	30	30	30	30
新規運用額(A)-(B)+(C)+(D)+(E)-(F)-(G)		474	195	306	225	1,199

2. 平成 28 年度における残存年限別の構成比及び新規取得債券の種別構成

(1) 残存年限別の構成比及び保有残高

- ① 運用の基本方針に基づき、いわゆるラダー型の運用を行う。ラダー型運用の期間については、自動車の平均使用年数等を考慮した各年限の必要残高に応じたものとする。
- ② 再資源化預託金等の使途目的やキャッシュフローを考慮した各年度の必要残高は 600 億円程度であることから、新規に取得する年度の残高は額面 600 億円程度とし、投資期間を 10 年から延伸する。
- ③ 平成 28 年度においては、上記①②の方針に基づき、以下のとおり債券取得を行う。
 - ・取得対象年限について
取得対象とする債券の残存年限は 10 年後のラダー型資産構成の達成に影響を与えない範囲のものとする。
 - ・国債の取得について
原則として、プラス利回りが見込まれる残存年限 10 年以上の債券の中で最も短い年限から取得を行う。
 - ・政府保証債の取得について
年限 10 年以上の債券に加え、年限 9 年以下でプラス利回りの債券についても取得を行う。

(2) 新規取得債券種別構成及び保有残高

- ① 運用の基本方針に基づき、平成 28 年度において新規に取得する運用対象資産は、「国債」「政府保証債」である。また、政府保証債の取得額については、国債の取得額を超えないものとする。
- ② 平成 28 年度末保有残高見通しは以下のとおり。

(単位: 億円)

	国債	政府保証債	格付け制限あり債券 ^{※4}	計
平成 27 年度末 保有残高	7,305	663	881	8,848
平成 28 年度 満期償還額	683	86	126	894
平成 28 年度 新規取得額	1,097	100	-	1,197
平成 28 年度末 保有残高見通し	7,719	677	755	9,151
平成 28 年度末 種別構成比見通し	84.4%	7.4%	8.3%	100%

※4 財投機関債、地方債、社債及び金融債

(参考) 運用対象資産の債券については、元本確保の大前提の観点から、運用の基本方針において、以下のものに限定している。ただし、3)については新規の取得は行わない。

1) 国債

2) 特別の法律により設立された法人の発行する債券(政府が保証するもの)

3) 地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券(政府保証のないもの)、金融債及び社債

(3) 取得対象の債券の金利がマイナスとなった場合の対応

債券取得の際は、元本の確保を前提とする運用の基本方針に則り、マイナス金利の債券は取得しないこととしている。そのため、市場の金利動向によっては、年度末において計画通りのラダー型とならない場合がある。仮に取得対象年限の債券の金利がマイナスとなった場合、当該対象年限の未取得額は定期預金^{※5}にて管理し、金利がプラスになり次第、債券取得を行うこととする。また、マイナス金利時における政府保証債の取得額の上限は、国債の取得額及び未取得額(預金にて管理分)の合計とする。ただし、マイナス金利を含む低金利時における再資源化預託金等の資金運用の在り方については随時検討することとし、運用方法の変更等を行う場合は、資金管理業務諮問委員会での審議のうえ、運用を行うこととする。

※5 再資源化預託金等の管理を行う銀行預金については、期間1カ月の定期預金により管理を行う。

(第65回資金管理業務諮問委員会資料6「3.(3)再資源化預託金等を管理する銀行預金の種別について」を参照)

3. 運用の評価

運用の評価は、四半期末及び年度全体について実施する。その際の基準は以下のとおり。

(1) 資産構成の評価

資産構成において、以下2点について評価する。

- ・各期末における資産構成が、ラダー型の資産構成に基づくものであるか
- ・各期末における政府保証債の新規取得額が、国債の新規取得額を超えていないか

(2) 運用成果の評価

四半期末及び年度末において、各期間中の取得した債券及び同期間中の同年限の利付国債それぞれの最終利回り(単利)を加重平均したものを比較する。

以上